

## 分科会運営について(案)

分科会運営にあたり、つぎのとおりとする。

- 1 1分科会に属する人数は、平均すると6~7人だが、目安として最低5人とする。
- 2 委員が所属する分科会は、委員の希望をできるだけ尊重しながら調整する。
- 3 分科会の責任者、副責任者は、分科会メンバーの互選で決める。(正副会長は、責任者、副責任者にはなることはできない。)
- 4 責任者及び副責任者は、それぞれ分科会長、副分科会長と称する。
- 5 分科会進行は、分科会長、副分科会長が行う。
- 6 分科会の所属は、専念して調査・研究を進めるため、1つの分科会を基本とする。
- 7 数回ごとに分科会協議状況の中間発表を行い、全委員の情報共有をする。他分科会委員からの意見も、この際に出していただく。
- 8 分科会の開催は、基本的に地域協議会開催日に開催するものとする。
- 9 分科会には、事務局として自治センターの課長が出席し、情報提供などを行う。
- 10 分科会の記録は、事務局で行う。
- 11 委員及び事務局以外の者の分科会への参加は認めない。ただし、話を聞くために参考人招致が必要な場合、分科会長が認めた者の発言は認める。また、傍聴者についての取り扱いも全体会と同様とする。
- 12 分科会としての調査・研究で必要と思われること(市内視察等)は、分科会長が事務局へ相談し、正副会長と協議しできる範囲で対応する。
- 13 分科会では、分科会協議報告書をまとめる。全体会で分科会協議報告書の取扱い(意見書として提出するなど)を決定する。